

(様式2)

随意契約の結果の公表

所属名：教育委員会

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課（地方機関）の名称 | 備考 |
|------------------------------------|------------|---|-----------|-------------------|--|---------------|----|
| 浜田水産高等学校校内LANシステム（無線LANアクセスポイント）一式 | H30. 7. 10 | 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社えすみ松江営業所 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 日本教育情報機器株式会社 | 1,425,600 | 第167条の2 第1項第2号 | 新たに整備する無線LANアクセスポイントは、左記事業者によりすでに運用を行っている校内LANシステムと一体的に構築・運用保守を行う必要があるため。 | 教育施設課 | |
| 島根県立出雲養護学校LAN機器移設等業務第4期 | H30. 7. 19 | 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社えすみ松江営業所 | 2,084,400 | 第167条の2 第1項第2号 | 既存校内LANの一時撤去中の機器類再設置並びに撤去を一体的に行うため、機器構成等を熟知しているLAN構築保守業者である同社以外で履行が困難 | 教育施設課 | |
| 江津工業高等学校校内LANシステム（無線LANアクセスポイント）一式 | H30. 7. 25 | 松江市朝日町498番地6 ダイワボウ情報システム株式会社松江支店 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社J E C C | 1,380,240 | 第167条の2 第1項第2号 | 新たに整備する無線LANアクセスポイントは、左記事業者によりすでに運用を行っている校内LANシステムと一体的に構築・運用保守を行う必要があるため。 | 教育施設課 | |
| 企画展「古代出雲誕生」展示業務 | H30. 7. 2 | 有限会社ササキ企画 東京都品川区東品川3-22-20-502 | 5,399,676 | 第167条の2 第1項第2号 | 提案競技審査委員会において、事業予定者に選定された者であるため。 | 古代出雲歴史博物館 | |
| 企画展「古墳は語る古代出雲誕生」にかかる作品輸送・展示・撤収業務 | H30. 7. 6 | 日本通運株式会社松江支店 松江市平成町182-9 | 8,041,663 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該業務は、国宝に指定されているものや、保存状態が悪く取扱が非常に難しい作品の輸送、展示業務であり、高い専門的知識と技術が必要である。契約相手方は、国宝・重要文化財の輸送、展示業務を幾度も行ってきた実績があり、文化財所蔵者（借用先）の信頼が厚く、当該業務を確実に遂行可能な県内唯一の者である。また、所蔵者から契約相手方で輸送をするよう指示を受けており、他の業者への委託は不可能であるため。 | 古代出雲歴史博物館 | |